

「教職員メンタルヘルスの日」の制定について

働き方改革推進課

本県の公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、令和7年3月5日付けで、「教職員メンタルヘルスの日」を制定した。

1 趣旨

教職員が資質能力を十分に発揮するためには、心身の健康の確保が重要である。メンタルヘルス対策の効果的な取組の実施や環境整備に向けて、公立学校教職員が正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」を定めた。

2 制定の経緯及び必要性

文部科学省の令和5年度「公立学校教職員の人事行政調査」によると、沖縄県の教育職員の精神疾患による病気休職者数の在職者に占める割合は1.69%で、全国の割合0.77%の約2倍となっており、メンタルヘルス対策は喫緊の課題である。

このような状況下において、県教育委員会では、令和6年3月に沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を策定し、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進しているところである。

また、国の「公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業」の取組等により、教職員へのメンタルヘルスに関する理解啓発が課題として挙げられている。メンタルヘルス対策の推進には、教職員自身がストレスに気づき、対処するための知識、方法を身につけ、実践することが重要であり、そのためには、教職員自身がメンタルヘルスについて正しく理解できるようにする必要がある。

以上のことから、教職員がメンタルヘルスについて正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」を定めた。

3 日の設定について

(1) 設定日：5月1日及び9月1日

(2) 設定理由

① 5月1日

新年度は人事異動や配置転換等があり、生活環境や人間関係等の変化により心身にストレスがかかりやすい時期のため。

②9月1日

夏季休業明けはメンタルヘルス不調になりやすいことから、事前にメンタルヘルスに関する情報発信等を行うことで、未然防止・早期発見に向けた取組を推進する。

4 主な取組事項

(1) メンタルヘルスに関する情報発信

県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する基礎知識や対処方法等の情報提供を行い、メンタルヘルスに関する理解啓発を図る。

(2) 個人、組織での取組推進

県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する研修コンテンツ等を紹介し、メンタルヘルスに関する個人、組織での取組を推進する。

教職員メンタルヘルスの日を定める要綱

令和7年3月5日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1 教職員が資質能力を十分に発揮するためには、心身の健康の確保が重要である。メンタルヘルス対策の効果的な取組の実施や環境整備に向けて、公立学校教職員が正しい知識と理解に基づいて適切な対処行動がとれるよう、メンタルヘルスに関する理解啓発を図るため、「教職員メンタルヘルスの日」(以下「メンタルヘルスの日」)を定める。

(メンタルヘルスの日)

第2 メンタルヘルスの日は、5月1日及び9月1日とする。

(メンタルヘルスの日の取組期間)

第3 取組期間は、メンタルヘルスの日を含む前後1か月とし、メンタルヘルスの日の趣旨にふさわしい取組を実施する。

(メンタルヘルスの日の取組)

第4 県教育委員会は、公立学校教職員等に向けメンタルヘルスに関する情報発信等を行うとともに、広く教職員への普及に努め、個人及び組織によって主体的な取組を推進するものとする。

(その他)

第5 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、別に定める。